

令和6・7年度 経常JVに係る 入札参加業者資格審査の当初申請について

令和5年9月15日（金）より、令和6・7年度建設工事に係る経常JVの入札参加業者資格審査の当初申請の受付を行います。

1 申請できる者（構成員の資格）

- (1) 申請しようとする業種の建設業許可と有効な経営事項審査結果を有していること。
- (2) 令和6・7年度千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿において、申請しようとする業種の入札参加資格審査を申請した者。
- (3) 申請しようとする業種についての施工実績を有する者。
- (4) 申請しようとする業種に対応する建設業法の許可業種の許可を受けてから3年以上営業実績がある者。
- (5) 県内に本店又は建設業法に基づく主たる営業所がある者。

2 組み合わせ

- (1) 申請する全ての業種が同一等級又は直近等級にあること。
- (2) 経常JVに格付される等級が、構成員の等級のうちの最上位等級又は直近上位等級となること。
*全ての構成員の審査結果及び等級の区分により、上記組み合わせに該当しない場合は、別途、当初申請の再申請をご案内いたします。（新たな組み合わせを要します。）

3 申請方法等

(1) 申請方法

ちば電子調達システムに係る入札参加資格審査申請システムにより申請の上、システムにより出力された申請書に申請者の実印を押印したもの及び添付資料を提出してください。

(2) 必要書類

- ①入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）
- ②経常建設共同企業体協定書（第1号様式）
- ③経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書
- ④使用印鑑届兼委任状（第一号様式）及び返信用封筒（140円切手貼付）
- ⑤全ての構成員の営業所一覧表（建設業者用）（第二号様式）
- ⑥全ての構成員の申請しようとする業種の工事経歴書（第三号様式）
- ⑦全ての構成員の建設業労働防災協会の加入証明書の写し
- ⑧全ての構成員のISO認証登録証の写し
- ⑨全ての構成員の障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し（又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控えの写し）
- ⑩構成員の合併・営業譲渡履歴書（第五号様式）
- ⑪構成員の新規卒業者継続雇用申請書（第六号様式）
- ⑫構成員の次世代育成法、女性活躍推進法又は若者雇用促進法に基づく厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し

⑬構成員の次世代育成法第12条第4項又は女性活躍推進法第8条第7項の規定により、一般事業主行動計画と届け出るよう努めなければならないとされている者の当該計画の届出に係る届出書の写し

⑭構成員の協力雇用主の登録申告書（第七号様式）

⑮全ての構成員の印鑑証明書

⑯全ての構成員の申請しようとする業種の入札参加資格審査申請書の写し

⑰全ての構成員の有効な経営事項審査結果通知書の写し

*①、④～⑱は2部提出すること

*②、③は千葉県への提出分1部+構成員数分提出すること。

*①様式はシステムにより出力される様式です。

*②、③様式は、千葉県ホームページに掲載されています。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/sankashikaku/keijou-youkou.html>)

*④～⑥、⑩、⑪、⑭様式は構成員による入札参加資格審査申請の様式と同じです。

*⑦～⑭は、該当する構成員がいる場合に提出してください。

*⑱は、ISO9000シリーズ、ISO14001及びエコアクション21が対象です。

(4) 提出先 千葉県電子自治体共同運営協議会

〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎2階

*建設・不動産課では直接申請書等を受け取ることができません。

(5) 操作マニュアル等入手先

千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページに掲載されています。

(URL <http://www.e-chiba.org/>)

(6) 申請に係る問い合わせ先

千葉県電子自治体共同運営協議会 サポートデスク

TEL 043(441)5551

平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

*問い合わせの際は、必ず申請マニュアル第3編の「電子申請で困ったときには」を確認の上ご連絡願います。

4 申請受付期間及び名簿登載日について

申請受付期間		名簿登載予定日
令和5年9月15日（金）から	令和5年11月15日（水）まで	令和6年4月1日（月）

*申請受付期間は、共同受付窓口において必要書類の受付を行った日を基準として取り扱います。